

6.5 行政書士における代理申請の現状調査

6.5.1 関連法令

(1) 根拠法令

行政書士の法令については、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号、最終改正：平成一三年六月二九日法律第七七号）において規定されている。

(2) 資格の位置付け

行政書士は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的として位置付けられている。

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

(3) 業務範囲

行政書士の業務としては、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業務としている。

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、同条の規定により行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続を代わつて行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。

(4) 登録、更新、抹消

行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に対し、その事務所を設けようとする都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して、登録の申請をする必要がある。

なお、行政書士となる資格については、行政書士試験に合格した者以外に、弁護士となる資格を有する者、弁理士となる資格を有する者、公認会計士となる資格を有する者、税理士となる資格を有する者も認められている。

(資格)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- 一 行政書士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者
- 三 弁理士となる資格を有する者
- 四 公認会計士となる資格を有する者
- 五 税理士となる資格を有する者
- 六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上)になる者

(登録)

第六条 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 行政書士名簿は、日本行政書士会連合会に備える。
- 3 行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行う。

(登録の申請及び決定)

第六条の二 前条第一項の規定による登録を受けようとする者は、行政書士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本行政書士会連合会に対し、その事務所を設けようとする都道府県の区域に設立されている行政書士会を經由して、登録の申請をしなければならない。

- 2 日本行政書士会連合会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となる資格を有し、かつ、次の各号に該当しない者であると認めたときは行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない。この場合において、登録を拒否しようとするときは、第十八条の四に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

- 一 心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者
- 二 行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者その他行

政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者

- 3 日本行政書士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。
- 4 日本行政書士会連合会は、第二項の規定により登録をしたときはその旨を、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録の抹消)

第七条 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- 一 第五条第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事由の一に該当するに至つたとき。
 - 二 その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。
 - 三 死亡したとき。
 - 四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
- 2 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消することができる。
 - 一 引き続き二年以上行政書士の業務を行わないとき。
 - 二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。
 - 3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

(5) 禁止事項及び罰則

行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とされている。これらに違反した場合には、行政書士が、都道府県知事は、一年以内の業務の停止、業務の禁止の処分をすることができる。

(行政書士の責務)

第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(依頼に応ずる義務)

第十一条 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

(秘密を守る義務)

第十二条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つ

た事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

(業務の禁止等の処分)

第十四条 行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の処分をすることができる。

一 一年以内の業務の停止

二 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行政書士でない者の業務の制限等)

第十九条 行政書士でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)

第二十二条 第十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九条又は第十一条の規定に違反した者

二 (略)

(6) 職印、会員証

行政書士の職印、会員証に関する規定は次の通りである。

行政書士法施行規則（昭和26年2月28日総理府令第5号）

(業務の公正保持等)

第六条 行政書士は、その業務を行うに当つては、公正でなけれ

ばならず、親切丁寧を旨としなければならない。

2 行政書士は、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。

(書類の作成)

第九条 行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。

2 行政書士は、依頼人の依頼しない書類を作成して報酬を受け、又はみだりに書類の枚数を増加して報酬の増加をはかるような行為をしてはならない。

3 行政書士は、書類の作成に当つては、良質の用紙を使用し、平易簡明な文章で、字画を明確に記載しなければならない。

4 行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、記名して職印を押さなければならない。

(職印)

第十一条 行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

(会員証)

第十三条 行政書士会は、会員である行政書士に対して会員証を交付しなければならない。

(7) 補助者、その他

行政書士は、補助者を置くことができ、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出ることになっている。

行政書士法施行規則

(補助者)

第五条 行政書士は、特に必要がある場合に限り、その事務に関して補助者を置くことができる。

2 行政書士は、前項の補助者を置いたとき又は前項の補助者に異動があつたときは、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、また同様とする。

6.5.2 登録状況

行政書士の登録数は、約35,000人となっている。

図表 6.5-1 行政書士の登録数

		市町村数	存在市町村数	行政書士数
1	北海道	212	137	1,348
2	青森県	67	41	318
3	岩手県	59	46	311
4	宮城県	71	54	717
5	秋田県	69	52	294
6	山形県	44	37	437
7	福島県	90	73	732
8	茨城県	85	81	999
9	栃木県	49	47	769
10	群馬県	70	63	1,070
11	埼玉県	92	83	1,432
12	千葉県	80	72	1,335
13	東京都	63	52	3,163
14	神奈川県	37	33	1,361
15	新潟県	112	88	774
16	富山県	35	28	312
17	石川県	41	28	268
18	福井県	35	22	323
19	山梨県	64	46	267
20	長野県	120	87	1,216
21	岐阜県	99	79	843
22	静岡県	74	67	1,484
23	愛知県	88	83	2,080
24	三重県	69	63	714
25	滋賀県	50	44	385
26	京都府	44	40	642
27	大阪府	44	40	1,710
28	兵庫県	88	82	1,438
29	奈良県	47	31	252
30	和歌山県	50	38	387
31	鳥取県	39	27	223
32	島根県	59	44	298
33	岡山県	78	54	663
34	広島県	86	62	948
35	山口県	56	46	492
36	徳島県	50	38	417
37	香川県	43	38	324
38	愛媛県	70	47	529
39	高知県	53	38	296
40	福岡県	97	76	905
41	佐賀県	49	28	191
42	長崎県	79	49	346
43	熊本県	94	65	475
44	大分県	58	32	285
45	宮崎県	44	39	545
46	鹿児島県	96	81	763
47	沖縄県	53	28	365
	合計	3,252	2,529	35,446

(「司法制度改革に関する調査報告」をもとに作成)

6.5.3 所管省庁
総務省

6.5.4 団体概要

(1) 団体名

日本行政書士会連合会

(2) 概要

日本行政書士会連合会は、行政書士法により全国の行政書士会によって設立されることが義務づけられている。

(日本行政書士会連合会)

第十八条 全国の行政書士会は、会則を定めて、日本行政書士会連合会を設立しなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

(3) 会員組織

行政書士は、都道府県の区域毎に行政書士会を設立することが義務づけられている。

行政書士になるためには、行政書士名簿への登録が義務づけられているが、この登録を受けた時には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となることが法定されている。

(行政書士会)

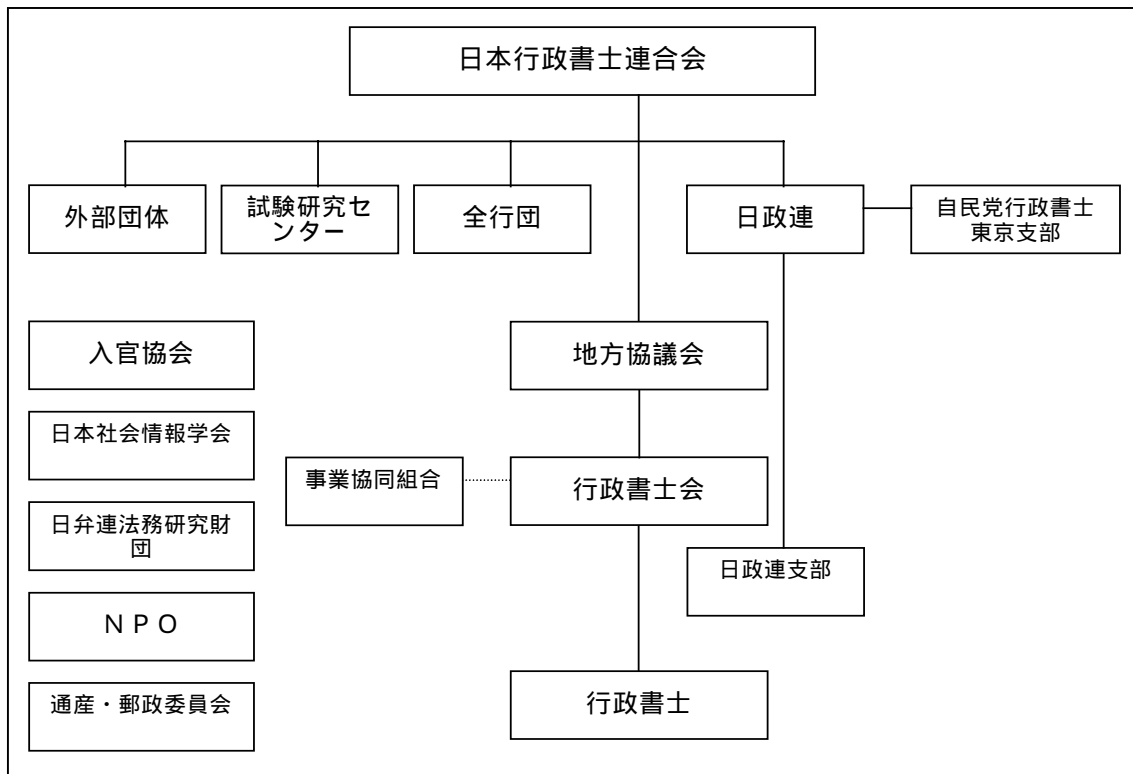
第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(入会及び退会)

第十六条の五 行政書士は、第六条の二第二項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

図表 6.5-2 日本行政書士連合会・関係団体組織図



(4) 登記

行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。行政書士会は法人である。

(行政書士会)

第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会は、法人とする。

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、行政書士会に準用する。

(行政書士会の登記)

第十六条の三 行政書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6.5.5 業務内容一覧

行政書士の業務は行政書士法によれば次のとおりである。

- ・ 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とする。
- ・ 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、上記の書類を官公署に提出する手続を本人に代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。

主な業務には下記のようなものがあるが、この他さまざまな業種に必要な許認可申請手続を行っている。

- 建設業許可申請手続
- 宅地建物取引業免許申請手続
- 風俗営業許可申請手続
- 会社設立手続
- 会計業務
- 在留期間更新許可申請等国際業務
- 経営コンサルタント業務
- 遺産分割協議書等の相続手続
- 示談書、嘆願書作成
- 一般貨物運送事業経営許可申請手続
- 自動車登録、車庫証明申請手続
- 内容証明郵便申請手続
- 契約書等権利義務関係書類作成
- 自賠償保険金請求手続
- 交通事故関係業務
- 貸金業登録申請手続
- 開発行為許可申請手続
- 国土利用計画法関係届出手続
- 農地法関係許可届出手続
- 国有地払下申請手続

なお、今年 7 月に施行される行政書士法の改正により、代行業務が代理業務となり、新たに行政書士に契約代理権が認められる（行政書士法第 1 条の 3 関係）。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。
- 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

6.5.6 主な業務概要

(1) 建設業許可申請書

業務名

建設業許可申請（建設業法（昭和24年5月24日法律第100号））

業務概要

建設業（建設工事の完成を請け負うこと）を営む場合には、公共事業・民間事業を問わず建設業法第3条に基づく建設業の許可が必要となる。ただし、軽微な建設工事のみを請け負う場合は不要である。

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事、建築一式工事にあつては1500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅の工事をいう。

建設業を営もうとする者が1つの都道府県にのみ営業所を設ける場合には、当該都道府県の知事の許可が、2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合には、国土交通大臣の許可が必要となる。許可を受けた建設会社・個人は、営業所の所在地に関わりなく、日本全国どこでも建設工事を行うことができる。

建設業の許可は、営業する業種ごとに取得する必要があり、下記の28種類がある。同時に2つ以上の業種の許可を受けることができ、現有の許可業種に業種をいくつでも追加できる。

土木工事業、 / 建築工事業、 / 大工工事業、 / 左官工事業、 / とび・土工工事業、 / 石工事業、 / 屋根工事業、 電気工事業、 / 管工事業、 / タイル・れんが・ブロック工事業、 鋼構造物工事業、 / 鉄筋工事業、 / 舗装工事業、 しゅんせつ工事業、 / 板金工事業、 / ガラス工事業、 塗装工事業、 / 防水工事業、 / 内装仕上工事業、 機械器具設置工事業、 / 熱絶縁工事業、 / 電気通信工事業、 / 造園工事業、 / さく井工事業、 / 建具工事業、 水道施設工事業、 / 消防施設工事業、 / 清掃施設工事業
--

許可は5年間有効であり、5年毎に更新が必要である。

申請者

建設業を営もうとする法人・個人

提出する場所

・ 知事許可の場合

営業所の所在地を管轄する都道府県知事

・ 国土交通大臣許可の場合

主たる営業所（通常は本社、本店）の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通省の各地方整備局長等

主な記載事項

【申請書】

許可を受けようとする建設業の種別、申請時においてすでに許可を受けている建設業の種別、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、支配人の氏名、主たる営業所の所在地市区町村コード、主たる営業所の所在地、郵便番号、電話番号、資本金額、法人又は個人の区分、兼業の有無、許可換えの区分、旧許可番号、旧許可年月日、許可申請事務担当者（部課名、担当者名、電話番号）

【別表】

役員の氏名及び役名、営業所（名称、営業しようとする建設業、所在地（郵便番号・電話番号））、申請時において既に許可を受けている建設業（許可番号、種別、許可年月日）

（収入印紙又は証紙はり付け、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け要）

署名欄

「申請者氏名」欄 1カ所

作成行政書士氏名（職印） 1カ所（行政書士法施行規則第9条第4項）

添付書類

【共通】

工事経歴書、直前3年の各営業年度における工事施工金額、使用人数、誓約書、経營業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書、卒業証明書・実務経験証明書・その他の資格証明書、指導監督的実務経験証明書・その他の資格証明書、令第3条に規定する使用人の一覧表、国家資格者等・管理技術者一覧表、許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の略歴書、令第3条に規定する使用人の略歴書、商業登記簿謄本、営業の沿革、

所属建設業者団体、納税証明書（納付すべき額及び納付済額）、
主要取引金融機関名

【法人の場合】

定款、株主（出資者）調書、貸借対照表、損益計算書・完成工
事原価報告書、利益処分（損失処理）、付属明細表

【個人の場合】

貸借対照表、損益計算書
代理・代行における取扱い
書類の作成代行、提出代行

(2) 宅地建物取引業免許申請書

業務名

宅地建物取引業免許申請 (宅地建物取引業法 (昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号))

業務概要

宅地建物取引業を営む場合には、宅地建物取引業法第 3 条に基づく免許を受けることが必要となる。

「宅地建物取引業」とは、宅地又は建物の売買、宅地又は建物の交換、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の媒介 をする行為を業として行うものをいう。

「宅地」とは、建物の敷地に供せられる土地をいい、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 8 条 1 項 1 号の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川その他広場および水路以外のものを含む。

宅地建物取引業を営もうとする者が 1 つの都道府県の区域内にのみのみ事務所を設置して当該事業を営もうとする場合には当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許が、2 つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置して当該事業を営もうとする場合には国土交通大臣の免許が必要となる。

免許は 5 年間有効であり、5 年毎に更新が必要である。

申請者

宅地建物取引業を営もうとする法人・個人

提出する場所

・知事免許の場合

営業所の所在地を管轄する都道府県知事

・国土交通大臣免許の場合

主たる営業所 (通常は本社、本店) の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通省の各地方整備局長等

主な記載事項

申請者 (商号又は名称、郵便番号、主たる事務所の所在地、氏名 (法人にあっては代表者の氏名)、電話番号、ファクシミリ番号)、申請時の免許証番号、代表者又は個人に関する事項 (役名コード、登録番号、氏名、生年月日)、宅地建物取引業以外に行

っている事業がある場合にはその種類、資本金、所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称、役員に関する事項（役名コード、登録番号、氏名、生年月日）、事務所の別、事務所の名称、事務所に関する事項（郵便番号、所在地市区町村コード、所在地、電話番号、従事する者の数）、政令第2条の2で定める使用人に関する事項（登録番号、氏名、生年月日）、専任の取引主任者に関する事項（登録番号、氏名、生年月日）（登録免許税納付書・領収証書又は証紙はり付け要）

署名欄

「申請者氏名」欄 1カ所

作成行政書士氏名（職印） 1カ所（行政書士法施行規則第9条第4項）

添付書類

【共通】

宅地建物取引業経歴書、法第5条誓約書、専任の取引主任者設置証明書、事務所を使用する権原に関する書面、略歴書、宅地建物取引業に従事する者の名簿

【法人の場合】

相談役及び顧問の名簿、100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者の名簿

【個人の場合】

資産に関する調書

代理・代行における取扱い

書類の作成代行、提出代行

図表 6.5-5 宅地建物取引業免許申請書

(第五面)

登録免許税納付書・領収証書又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

(3) 風俗営業許可申請書

業務名

風俗営業許可申請（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号））

業務概要

キャバレー、料理店、バー、ナイトクラブ、移動遊技場、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターなどの風俗営業を営む場合には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条に基づく許可が必要となる。

風俗営業の許可は、営業する種別ごとに取得する必要があり、次のように区分されている。

1号営業	キャバレー等、設備を設けて客にダンスさせ、かつ客の接待をして客に飲食をさせる営業
2号営業	待合、料理店、カフェー等、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
3号営業	ナイトクラブ等、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ客に飲食をさせる営業
4号営業	ダンスホール等、設備を設けて客にダンスをさせる営業
5号営業	喫茶店、バー等、設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を 10 ルクス以下として営むもの
6号営業	喫茶店、バー等、設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつその広さが 5 m ² 以下の客席を設けて営むもの
7号営業	麻雀屋、パチンコ屋等
8号営業	ゲームセンター等

申請者

風俗営業を営もうとする法人・個人

提出する場所

営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会

主な記載事項

申請者の氏名又は名称・住所、営業所の名称・所在地、風俗営業の種別、管理者の氏名・住所、法人にあってはその役員の氏名・住所、営業所の構造及び設備の概要

署名欄

「申請者の氏名又は名称及び住所」欄 1 カ所

作成行政書士氏名（職印）1カ所（行政書士法施行規則第9条第4項）

主な添付書類

【共通】

営業所の使用権原を疎明する書類、営業の方法を記載した書類、
営業所の平面図、営業所の位置図

【法人の場合】

定款、登記簿謄本、役員の住民票の写し（外国人登録証明書の
写し）、役員の誓約書、役員の市町村長等の証明書、役員の医師
の診断書

【個人の場合】

住民票の写し（外国人登録証明書の写し）、誓約書、市町村長等
の証明書、医師の診断書

【管理者に係る次の書類】

住民票の写し（外国人登録証明書の写し）、誓約書、市町村長等
の証明書、医師の診断書

代理・代行における取扱い

書類の作成代行、提出代行

図表 6.5-6 許可申請書

別記様式第2号 (第8条関係)

その1		※受理 年月日		※許可 年月日	
		※受理 番号		※許可 番号	
許 可 申 請 書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可 を申請します。					
公安委員会殿				年 月 日	
申請者の氏名又は名称及び住所					
㊟					
(ふりがな) 氏名又は名称	-----				
住 所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 営業所の名称	-----				
営業所の所在地	〒 () () 局 番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業				
(ふりがな) 管理者の氏名	-----				
管理者の住所	〒 () () 局 番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所				
代 表 者	-----				

滅失により 廃止した風俗営業	廃止の事由			廃止年月日	許可番号
				年 月 日	
現に許可等を受けて 営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号		
	営業所の名称 及び所在地				

6.5.7 電子申請への対応状況

(1) 「電子公証システムによるオープンマーケット等の創出のための実証実験」への参画

〔参考文献〕

エレクトロニック・コマース推進事業「電子公証システムによるオープンマーケット等の創出のための実証実験」 報告書 日本行政書士会連合会

我が国初の「電子公証システム」の実証実験を開始 エレクトロニック・コマース基盤確立のために（平成9年9月）財団法人ニューメディア開発協会

通商産業省の公募事業、(財)ニューメディア開発協会の委託事業を実施している。

(a) 実証実験の目的

- ・ 「他人への成りすましによる取引・決済の実施、契約の締結」、「利用者間において取り交わされる電子情報内容の変更・削除による商取引事実の改変」、「実施した商取引事実に関する事後否認」などを防止する点で、電子公証システムが有効であるか否かを検証すること。
- ・ 日本行政書士会連合会は「行政書士文書届出業務」実証実験に参加。その概要、実験結果及び検討・考察は次のとおりとされている。

(b) 実証実験参加者

日本行政書士会連合会	実験実施主体、実証実験事務局
国際通信技術協同組合	実験システム運営・管理
官公署	実験協力機関 全国8箇所
行政書士（申請代理人）	実験システム利用者 7県単位会 56名
申請者モニタ（申請依頼人）	実験システム利用者 80名

(c) 実証実験の概要

申請関係者である申請依頼人、申請代理人、官公署が、それぞれ設定された「申請書送付方式」、「ステータス管理方式」、「結果通

知書の送付方式」を利用することにより、実申請・届出と並行して模擬的に電子届出・申請する実験を通じて、以下に示す4つの観点から検証した。

「申請書送付方式」

大容量文書の分割送信、写真データなどの添付方法、申請書の画像フォーマットや外字に関する取扱業務

「ステータス管理方式」

申請・審理過程を申請関係者にインターネットを介して開示する業務

「結果通知書の送付方式」

従来の紙媒体との差異を考慮した電子データにより結果通知する業務

仮 説	観 点
オンライン受験申請業務における電子公証システムの有効性の検証	申請者の信頼性
	申請者の利便性
	運営者の運営効率
	トラブル対応能力の優位性

対象とする申請業務については、届出・申請・連続申請・並行申請・補正という様々な業務形態を網羅するため、農地転用許可申請、産業廃棄物収集運搬業許可申請、住民票写等交付請求、建設業許可申請とした。

(d) 実験結果及び検討・考察

- ・ 申請・届出手続きの短縮化と電子的な結果通知に関する業務適合性が、電子申請運用方式における有効性、ステータス管理方式における有効性、及び申請結果報告における有効性それぞれの観点において確認された。
- ・ 特筆すべき点として、申請・届出手続きの当事者となる申請代理人、官公署において、何れも電子申請運用方式に対して良好な評価が得られたこと、また学識経験者による法的見地から、電子的な結果通知が現行法制度下においても十分適用可能であることが挙げられる。
- ・ 一方では、申請代理人・官公署クライアント端末の操作性、さらにステータス情報の充足性など、主に当該業務を支える技術に係わる課題、本実証実験を通じて、電子的な申請・届出における初

- 期認証、申請・届出の到達主義の解釈、電子的な証明書・許可証に関する真正性の担保などの法・制度的な課題が指摘されている。
- ・ 今後、当該業務において電子公証システムが提供するサービスがより一層効果を発揮するためには、技術的課題を解決するのみならず、電子的な申請・届出を推進するための新たな法的枠組みを整備していくことが肝要であることが明らかになった。

(2) 電子申請関連プロジェクトへの取り組み状況

〔参考文献〕 「行政書士と電子申請」 インターネット行政書士協議会 行政書士 葛西 彰
--

(a) 実証実験への参加

平成 9 年 10 月	通商産業省電子商取引実証実験
平成 10 年 11 月	建設省オンライン一元受付実証実験
平成 11 年 7 月	建設省特殊車両通行許可実証実験

(b) 研究会などへの参画

平成 11 年	次世代 IC カード研究会への参画
平成 11 年	日本社会情報学会への参画
平成 11 年	NPO 行政情報ネットワーク推進機構に参加
平成 12 年	電子文書・電子申請推進協議会に参加
平成 13 年	特定認証局の認可申請及び GPKI への接続可能な認証局の構築

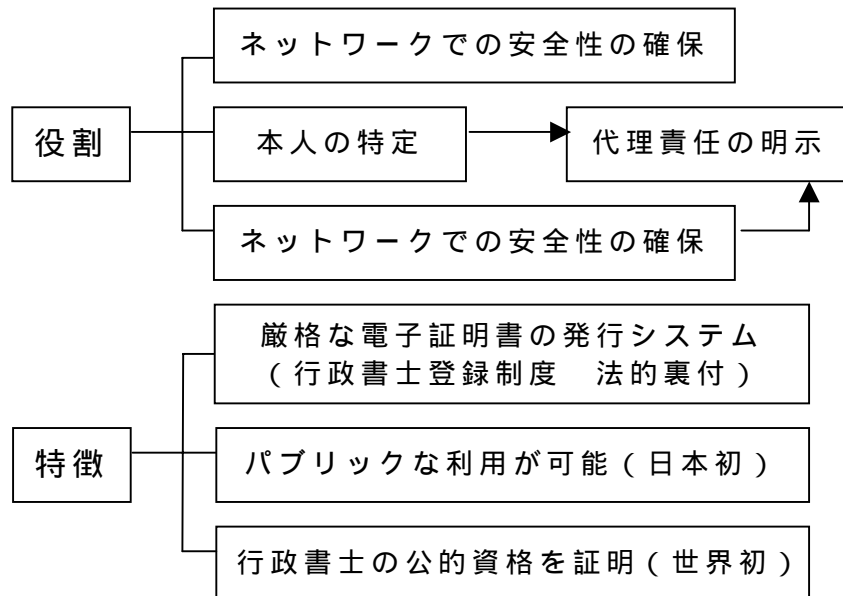
(3) 認証局の設置

〔参考文献〕

日本行政書士会連合会認証局（日本行政書士会連合会）

平成 10 年 12 月、日本行政書士会連合会の認証局設置している。

図表 6.5-7 日本行政書士会連合会認証局



出典：日本行政書士会連合会資料より三菱総合研究所作成

設置の意義については次のとおり。

- ・ 電子空間においてもリアル空間と同様に多様な行政手続きを安全に行う事が必要。
- ・ 電子空間において、安全性を担保するためには行政書士の本人確認と資格者証明が必要。
- ・ 認証局を設置し、本人確認と資格者証明を行うことで、行政と国民に安全に行い得る事の認識を得ることが可能。
- ・ 証明書の発行は、行政書士の会員登録を行う日本行政書士会連合会が行う。
- ・ 将来予測された電子申請システムに組み込まれることを想定。

現在、特定認証局としての認定を受けるべく事務を進めている。総務省とブリッジし、GPKI 全体に広がり、最終的には自治体の部分にもつながるということを目指している。

図表 6.5-8 電子証明書発行申請書

<資料7>

日本行政書士会連合会
会長 盛武 隆 殿

平成 年 月 日

電子証明書発行申請書

私は裏面の遵守事項を承認のうえ、日本行政書士会連合会認証局が発行する電子証明書およびメールアドレスの交付を受けたく、下記の通り申請します。

登録番号 (左詰で記入)		会員番号	
氏	フリガナ		
	漢字	姓	名
	生年月日 (西暦)	119 / /	
名	ヘボン式ローマ字 (姓)		
	大文字で記入 (名)		
事務所		TEL: - -	FAX: - -
提供媒体種別	FD	① 1.44MB ② 720KB	いずれか一つ選んで下さい
既取得メールアドレス			

単位会記入欄

発信番号 号
平成 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長 盛武 隆 殿

当会に所属する上記会員の申請について、記載のとおり発行下さいますよう副申します。

行政書士会
会長 印

受付日:平成 年 月 日 受付番号: 号

日行連認証局記入欄

受付番号	情報管理 室 受付日	総務課	アカウント名 発行	発行申請 入力	発行 承認	交付 (FD)	証明書 発送	パスワード (FAX)	証明書 到達日	返信メール 受信日
date										
入金日										
印										

引受番号

Name	Date of Birth	19 / /
AuthorizedID	Challenge Phrase	
E-Mail		
有効期限	19 年 月 日 ~ 19 年 月 日まで	

出典：日本行政書士会連合会ホームページ

図表 6.5-9 電子証明書の発行と申込手続

電子証明書の発行と申込手続

平成 10 年 11 月 26 日に開催された理事会で、認証局の運営要綱が承認されました。電子証明書の発行を希望される会員の方は、本申込手続書をご一読の上、申込手続を行ってください。なお、受付は所属都道府県行政書士会経由でいたします。

1. 申込手続

電子証明書発行申請書(以下、「申請書」という)に所定事項を記入し、電子証明書発行手数料を日行連指定口座へ送金した後、所属する 都道府県行政書士会(以下、「単体会」という)に申請書を持参、もしくは 郵送して下さい。

2. 申請書の記入要領

- (1) 申請書は、黒か青色のインクまたはボールペンで記入して下さい。
- (2) 文字は、楷書で正確かつ鮮明に記入し、マスの目のあるものは 1マスに 1文字の記入して下さい。
- (3) 右上隅の日付は、申請日として必ず記入して下さい。
- (4) 登録番号は、日本行政書士会連合会(以下、「日行連」という)から送付する月刊「日本行政」の宛名ラベルの最下行に印刷されている「8桁の数字」を記入して下さい。
- (5) 会員番号は、所属単体会で設定されているものを記入して下さい。
- (6) 氏名横のフリガナはカタカナで、濁点・半濁点は同一マス内に記入して下さい。また、生年月日は西暦で、月日は 2桁の固定長で記入して下さい。(例)昭和 20 年 1 月 8 日: 19450108
- (7) 職印は、行政書士会に届け出されている印を押して下さい。
- (8) ローマ字記入欄はヘボン式で記入して下さい。つぎのものは誤りやすいので注意して下さい。
し SHI ふ FU しゅ SHU ちゅ CHU じゅ JU
ち CHI じ・ぢ JI しょ SHO ちょ CHO じょ JO
つ TSU しゃ SHA ちゃ CHA じゃ JA りょ RYO
《長音》 記入しない。(例)おおた: OTA, ようこ: YOKO
《促音》 子音を重ねる。(例)はっとり: HATTORI
C の時は C の代わりに T をおく(例)はっち HOTCHI
《撥音》 B, M, P の前の“ん” は、N の代わりに M をおく。
(例)なんば NAMBA

- (9) 事務所所在地は、字、町、番地まで記し、ビル等の中にある場合は、○○ビル等も記入して下さい。
電話番号、FAX 番号は、市外局番から記入して下さい。
- (10) 提供媒体種別は、日行連から申請者に送付するフロッピーの記録密度に関するものです。使用するパソコンのフロッピー装置が有する記録密度を指します。
- (11) 既取得メールアドレス欄は、gyosei.or.jp サーバ障害等の緊急連絡に使用しますので、必ずそのメールアドレスを記入して下さい。

3. 電子証明書発行手数料の振込

電子証明書発行手数料 ¥10,500 円(消費税込み)を、所属単体会への申請書提出時に、下記の口座へ振込送金して下さい。
(郵便振替)
口座番号: 00100-3-189431
口座名義: 日本行政書士会連合会
なお、振込人氏名欄(若しくは払込人氏名欄)には、登録番号(8桁)と氏名を記入して下さい。(例)98180011ギョウセイタロウ
また、記帳欄には「電子証明書発行手数料」と明記して下さい。

4. 電子証明書の交付方法、及び時期

電子証明書は、日行連から直接郵送します。また、FAX によるパスワード等の通知も FAX を併用していない場合は郵送します。所定期間は、日行連で申請書受理後 15 日以内を予定しています。

【遵守事項】

1. 日本行政書士会連合会認証局運用規定(以下、「CPS」という。http://www.gyosei.or.jp/ 内に掲載・公開する)を承認し、規定を遵守すること。
2. 電子証明書の発行申請は、所属する都道府県行政書士会(以下、「単体会」という)を経由して申請すること。
3. 単体会会長または日行連会長が、電子証明書の発行不適当と認められた者には、その理由を示して申請書を返却するものとする。
4. 電子証明書の発行は、日行連会長が指定する専任の職員に委任するものとする。
5. 日行連認証局から電子証明書が届いた後、30 日以内に日行連発行の電子証明書による電子署名付電子メールにて、日行連認証局宛 (E-Mail:ca-admin@gyosei.or.jp) に報告すること。
6. 交付を受けた電子証明書及びメールアドレスは、他人に使用させてはならない。

【制約事項】

1. 電子証明書の有効期間は、発行の日から 1 年とする。
2. 電子証明書を付与するメールアドレスは、日行連の指定するものとする。
3. 電子証明書及びメールアドレスは、行政書士 1 人につき、1 個とする。
4. 発行した電子証明書は、以下のメーカーでの使用を推奨する。
・ Internet Explorer 4.01 以上
・ Netscape Communicator 4.05 以上
5. 日行連発行電子証明書に付与するメールアドレスでのメール保管期限は、メール受信の有無に関わらずメールアドレスへの到着後、最大 2 週間である。メール受信操作の不手際等によるメール喪失等の障害に関しては、各人の責任負担で対処すること。
6. 受領した発行手数料は、日行連審査において発行を拒否したとき以外は、一切返却しない。
7. 一部のプロバイダーあるいは電子メールを中継するメールサーバで、デジタルID 使用上の不具合が生じることがある。この場合は、日行連に速やかに連絡のこと。

9812151

出典：日本行政書士会連合会ホームページ

日本行政書士会連合会認証局運用規定 (CPS)

1 . 総 則

- 1.1 この規定は、日本行政書士会連合会認証局(以下、「認証局」という)が取り扱う電子証明書(以下、「証明書」という)の申請、承認、発行、効力停止、および廃棄に関する手続きについて述べたものである。
- 1.2・1.3 (略)
- 1.4 証明書の発行者は、日本行政書士会連合会(以下、「日行連」という)会長とする。
- 1.5 証明書に記載される個人情報とは、以下の4項目とする。
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 登録番号
 - ・ 電子メールアドレス
- 1.6 証明書の「Title」欄に「Gyoseishoshi Lawyer」と表示する者は、日行連の行政書士名簿に登録されている者とする。
- 1.7 証明書の発行は、1人につき1個とする。
- 1.8 証明書の有効期間は、発行の日から1カ年とする。
- 1.9 証明書を付与するメールアドレスは、認証局にて指定する。
- 1.10 証明書の発行手数料及び更新手数料は、別表に定める。
- 1.11 (略)

2 . 行政書士の申請手続

- 2.1 証明書の新規発行を希望する行政書士は、「電子証明書(デジタルID)申請に係わる手引き(申請者用)」に定められた手順に従って、所属する都道府県行政書士会(以下、「単位会」という)を経由して認証局に申請をするものとする。
- 2.2 (略)

3 . 単位会の申請手続 (略)

4 . 日行連の発行手続

4.1～4.4 (略)

4.5 日行連会長は、証明書を3.5インチフレキシブルディスク(以下、「FD」という)に格納して、発行を認めた行政書士に「電子証明書(デジタルID)申請に係わる日行連及び各単位会事務手続要領」に従い、送付する。

5. 行政書士による証明書及びメールアドレスの管理

5.1 メールアカウントの使用者名は、「行政書士(氏名)」とする。

5.2 4.5により、この証明書を格納したFDを受け取った行政書士は、送付された手順に従って、自己の機械に格納するものとする。格納は申請者1人につき1台とし、格納後のFDは解体し、裁断の上、廃棄する。

5.3 申請者は、認証局から証明書が到着後30日以内に自己の機械へ証明書を格納し、日行連電子証明書による電子署名付き電子メールにて認証局に報告するものとする。

5.4 (略)

5.5 申請者は、自己のために発行された証明書及びメールアドレスを他人に使用させてはならない。

5.6 (略)

6. 日行連における証明書の管理 (略)

7. 監査 (略)

別表(1.10関係)

1. 電子証明書の発行及び更新を申請する者は、次の各号に掲げる金額の手数料を日行連に納入しなければならない。

一、電子証明書新規発行手数料 10,500円

二、電子証明書更新手数料 8,925円

2. 手数料は以下の方法により納入するものとする。

振込手数料は申請者の負担とする。

一、新規発行の場合

所属単位会への申請書提出前に振り込む。

二、更新の場合

日行連への更新申請と併せて振り込む。

(4) 司法制度改革に関する調査報告 (行政書士 大川原寶國 平成 12 年 4 月 20 日)

〔参考文献〕

司法制度改革に関する調査報告 (行政書士 大川原寶國 平成 12 年 4 月 20 日)

当該報告において、行政書士が関わっている電子申請に係る業務について次のように整理している。

電子申請業務

政府は、「行政情報化推進基本計画(5 か年計画)」(平成 6 年 12 月閣議決定) 及び改定した「同基本計画(新 5 か年計画)」(平成 9 年 12 月閣議決定) により、国民サービスの質的向上、行政の質の高度化を図るため、行政の情報化を推進するとして、申請・届出等手続の電子化、オンライン化を打ち出し、平成 11 年度までに可能なものから実施することとした。

平成 10 年 10 月、私たち行政書士は、行政手続の専門資格者として、他の法律専門職種の資格者各団体に先駆け、日本行政書士会連合会の中に「認証局

(<http://www.gyosei.or.jp/cps/index.html>)」を設置し、ネットワーク通信上の安全を担保し、電子証明書保持者の本人特定及び行政書士資格を証明し、情報発信者である代理人の責任を明示するために、電子申請における行政書士による代理申請システムを構築している。資料 7

なお、電子申請業務のうち、現在行政書士が関わっている主要な業務は次のとおりである。

オフライン申請 (F D 申請)

建設省工事実績報告、建設省特殊車両通行許可申請、薬事法医薬品等申請

オンライン申請 (インターネット申請)

建設省工事指名願インターネット一元受付、郵政省工事・購買指名願インターネット申請、産業廃棄物収集運搬マニフェスト届出

(5) 法的対応

〔参考文献〕

日本行政書士会連合会ホームページ（日本行政書士会連合会）

行政書士の法令上の位置付けについて、行政書士法の改正（平成13年7月成立 平成14年7月施行）によって、電子政府化等を背景とする行政書士の業務内容が明確化された。その中で、官公署へ提出する手続の「代理」ができることも明確化している。

6.5.8 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

認証局関連

- ・ 特定認証局としての認定を受けるための基準をクリアするためには、経費的負担が大きいという難点がある。

委任状関連

- ・ 登録者の本人確認と同時に、代理権限を電子上明確にするため、「電子委任状」受付システムが必要である。
- ・ 電子委任状がなければ本当に代理しているのか明らかにならないため、申請者本人の電子署名がされた委任状の添付が相当望ましく、できなければ取り敢えず紙で行政庁に送達しておくことも前提として必要ではないか。
- ・ 電子委任状の問題点として、複写が簡単にでき、期限や委任内容が明確に限定的になっていないと一人歩きする可能性がある。終わった委任状の扱いをどうするのかということもある。電子委任状受付システムが作られる場合にはこれらの点の検討が必要である。
- ・ 委任の範囲としては、現行では包括的なものが多い。これにより、申請に取りかかる前の調査事務から、申請書の作成、許可証の受け取り、中間の審査状況の確認など、一連の流れが委任行為になる。電子上もこれを可能とするシステムであることが必要である。
- ・ さらに、同時に一つの委任行為を複数件取り扱うこともある（自動車登録等）。
- ・ 会社の社員の申請に関わる委任については、いろんな委任の形があると思うが、顧問契約という形で、全ての役所に関する業務を引き受けているという委任のあり方がある。
- ・ 「復代理」の場合は複数の電子委任状を付けることになり、受付システムを作る場合にはその点の検討も必要になる。

複合申請（複数の行政庁に一つの書類を出す手続き）関連

- ・ 共通プラットフォーム仕様と標準化（一定の）が必要である。ワンストップサービスが可能となることが望まれる。
- ・ この場合の取扱として、どこが「到達」したことになるのか、代理申請の場合にそれぞれに代理の明示が必要になるのかな

どの問題が有る。

その他

- ・ 日付の確認という点で、到達したことの確認が申請者にとって不利益とならないシステムを構築する必要がある。
- ・ 手数料納付の方法は、申請者に特別な負担を強いるものでないことが必要である。(ネットバンキングの利用等新たな決済方法も有効)
- ・ 接続不良、ミスタイプなどの救済方策の検討が必要である。補正は再申請とならないようなシステムとするべきである。
- ・ デジタルデバイドに対する配慮の観点から、パソコンを保有しない国民に対して端末の設置をいかに進めるか、検討を要する。また、申請者が手続きをとれないことを利用して、悪質な代理業者が申請者の不利益となる申請を行う可能性が有るのでこれを排除する必要がある。
- ・ 期日のある申請に関し、申請者のアクセスがその期日に集中する恐れがある。許容能力の限界に迫るアクセスへの対応が必要である。
- ・ 審査基準の公開は、申請者の許可基準の判断に欠かせないので、電子上容易に閲覧できるよう情報提供されるものとする。間違いやすい記載等の例示があると便利。
- ・ 添付書類をいかに電子上組み入れられるか、技術的に可能なものは、速やかに導入するべきと考える。

6.6 税理士における代理申請の現状調査

6.6.1 関連法令

(1) 根拠法令

税理士の法令については、税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）において規定されている。

(2) 資格の位置付け

税理士は、税務に関する独立した専門家と位置づけられている。税務代理、税務書類の作成、税務相談については、無償独占権が認められている。

(税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士業務の制限)

第52条 税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

(3) 業務範囲

税理士の業務としては、「税務代理」「税務書類の作成」および「税務相談」が規定されている。また、他の法律が制限していない範囲に於いて、税理士業務に付随した財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行うこともできる。

このうち代理申請に関わる業務としては、税務代理が挙げられる。税務代理を行う際には、権限を有することを証する書面の提出や、税理士証票の呈示が必要とされている。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものと

して政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

なお、弁護士ならびに行政書士が行うことができる税務業務については次のように定められている。

（税理士業務を行う弁護士）

第五十一条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨」とあるのは、「第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士である旨」とする。

（行政書士が行う税務書類の作成）

第五十一条の二 行政書士は、行政書士の名称を用いて、他人の求めに応じ、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、

事業所税その他政令で定める租税に関し税務書類の作成を業として行うことができる。

(税理士業務の制限)

第五十二条 税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

(4) 登録、更新、抹消

税理士となる資格を有する者が税理士となるには、税理士名簿に登録される必要がある。税理士名簿は日本税理士会連合会に備えられており、登録事務も連合会が行う。ただし、登録申請書類の提出先、実際の入会先は、税理士事務所を設けようとする地区の税理士会である。資格更新のための手続きは、特に規定されていない。

税理士業務を行おうとする弁護士は、同項の規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を經由して、当該弁護士の事務所の所在地を管轄する国税局長に提出しなければならない。

(登録)

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、設けようとする税理士事務所の名称及び所在地その他財務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第十九条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。

(変更登録)

第二十条 税理士は、第十八条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第二十一条 第十八条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号の一に該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を經由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を添附するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管轄する市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。)及び都道府県の長に送付するものとする。

(国等と日本税理士会連合会との間の通知)

第二十三条 税務署長並びに市町村及び都道府県の長は、第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は次条各号の一に該当する者であると認めるときは、第二十一条第二項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から一月以内に、その事実を日本税理士会連合会に通知するものとする。

2 日本税理士会連合会は、前条第一項の規定により登録を拒否したときは、その旨を国税庁長官並びに当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。

(登録の取消し)

第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき、又は第二十四条第六号に規定する者に該当するに至つたときは、第四十九条の十五に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

2 日本税理士会連合会は、前項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。

(登録のまつ消)

第二十六条 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号の一に該当することとなつたときは、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第九号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号の一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(登録及び登録のまつ消の公告)

第二十七条 日本税理士会連合会は、税理士の登録をしたとき、及

び当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にはその事由を官報をもつて公告しなければならない。

(税理士業務を行う弁護士の通知)

第十六条 法第五十一条第一項の規定により税理士業務を行おうとする弁護士は、同項の規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を経由して、当該弁護士の事務所の所在地を管轄する国税局長に提出しなければならない。

2 国税局長は、前項の書面を受理したときは、当該書面を受理したことを証する書面を同項の書面を提出した弁護士に交付しなければならない。

(5) 禁止事項及び罰則

税理士は、脱税相談に応じることや、業務上知り得た秘密を他に漏らすことを禁じられている。これらに違反した場合、最大3年の懲役刑に加え、業務の停止処分を受ける可能性がある。

第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

第58条 第36条(第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

第54条 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

第60条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

1. 第38条(第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

2. 第 54 条の規定に違反した者
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(6) 職印、会員証

行政書士の職印、会員証に関する規定は次の通りである。税理士の職印、会員証に関する規定は次の通りである。また、税理士の代理行為については次のように定められている。

(署名押印の義務)

第三十三条 税理士は、税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。

2 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨を付記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

5 第一項後段の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五十一条又は地方税法第七十二条の三十五の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

(登録に関する決定)

第二十二条

3 日本税理士会連合会は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは当該申請者に税理士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

税務代理の権限の明示)

第三十条 税理士は、税務代理をする場合においては、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を要する事項)

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

(7) 補助者、その他

税理士法では補助者に関する規定はない。下記の条項で使用人に関して規定されている。

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第五十四条 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

6.6.2 登録状況

平成13年4月2日現在の税理士名簿への登録者数は、65,144名である。なお、税理士会ごとの登録状況は以下の通りである。

図表 6.6-1 税理士の登録状況

東京税理士会	16,963名	東海税理士会	3,681名
東京地方税理士会	4,186名	北陸税理士会	1,254名
千葉県税理士会	2,186名	中国税理士会	3,027名
関東信越税理士会	6,751名	四国税理士会	1,535名
近畿税理士会	12,371名	九州北部税理士会	2,715名
北海道税理士会	1,991名	南九州税理士会	1,906名
東北税理士会	2,664名	沖縄税理士会	311名
名古屋税理士会	3,603名		

6.6.3 所管省庁
国税庁

6.6.4 団体概要

(1) 団体名

日本税理士会連合会

(2) 概要

税理士法（第49条の12）で設立が義務づけられている団体であり、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。行っている事業は、以下の通りである。

- (1) 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
- (2) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
- (3) 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
- (4) 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと。
- (5) 会報を発行すること。
- (6) 税理士の登録に関する事務を行うこと。
- (7) 税理士会の会員の研修に関し必要な施策を行うこと。
- (8) 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと。
- (9) 税理士会の会員の業務に対する報酬及び帳簿作成に関し必要な施策を行うこと。
- (10) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申すること。

(日本税理士会連合会)

第四十九条の十二 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

(3) 会員組織

連合会は、全国 15 の税理士会から構成される。税理士は連合会ではなく、それぞれの税理士会の会員となるが、登録事務は連合会で行われる。

(税理士会)

第四十九条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

2 税理士会は、会員の数が財務省令で定める数を超える場合には、財務省令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域(以下「指定区域」という。)を定めることを請求することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、財務省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所を有する税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時ににおいて、当該税理士会が設立された指定区域は第二項の規定による請求をした税理士会(以下この項において「前の税理士会」という。)が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第三項の規定により国税庁長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。

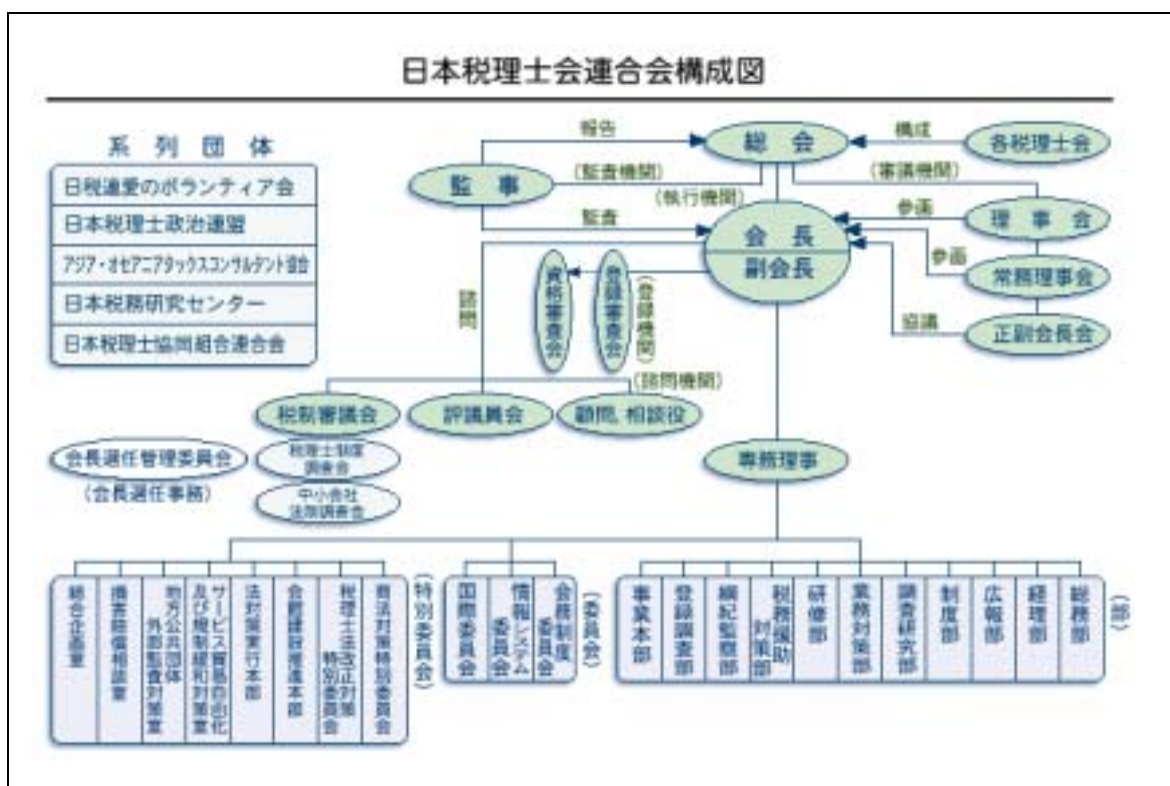
6 税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部(第四十九条の三第一項に規定する支部をいう。)及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

7 税理士会は、法人とする。

8 税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

連合会の組織構成は、次図の通りである。

図表 6.6-2 日本税理士会連合会構成図



出典：日本税理士会ホームページ

また、現在設置されている税理士会および対象区域は、以下の通りである。

図表 6.6-3 税理士会および対象区域

名称	対象区域
北海道税理士会	北海道
東北税理士会	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
関東信越税理士会	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県
千葉県税理士会	千葉県
東京税理士会	東京都
東京地方税理士会	神奈川県、山梨県
北陸税理士会	石川県、福井県、富山県
東海税理士会	愛知県(名古屋税理士会に係る区域を除く。)静岡県、三重県
名古屋税理士会	愛知県のうち名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、西春日井郡、愛知郡、及び知多郡並びに岐阜県
近畿税理士会	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
中国税理士会	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四国税理士会	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州北部税理士会	福岡県、佐賀県、長崎県
南九州税理士会	熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
沖縄税理士会	沖縄県

(4) 登記

税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(成立の時期)

第四十九条の四 税理士会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(登記)

第四十九条の五 税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6.6.5 業務内容一覧

税理士法に規定されている、税理士の業務は以下の4つである。

- (a) 税務代理
- (b) 税務書類の作成
- (c) 税務相談
- (d) 会計業務

それぞれの業務の内容は、以下の通りである。

(a) 税務代理

国税不服審判所を含む税務官公署(国税不服審判所を含む。)に対して税法等の規定に基づいて行う申告、申請、請求、不服申立てなどを代理、代行することである。この場合、依頼者から委任状を受け、税務官公署に提出する必要がある。

また、税務調査への立会も含まれるが、税務官公署の職員と面接する際には、税理士証票を呈示しなければならない。

(b) 税務書類の作成

税務官公署に提出する申告書や申請書等の書類を作成することである。この場合、作成した書類に署名押印をする必要がある。

(c) 税務相談

税務官公署に対する申告や主張、陳述、申告書等を作成する際の、租税の課税標準等の計算に関する事項について、納税者の相談に 응ずることである。

(d) 会計業務

税理士業務に付随した財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務である。

6.6.6 主な業務概要

(1) 所得税の確定申告書

業務名

所得税の確定申告書の作成及び提出の代理

業務概要

納税義務者に代わって所得税の確定申告書を作成し、税務署に提出する。

申請者

申告書を作成した税理士ではなく、納税義務者が申請者となる。

提出する場所

居住地の税務署宛に提出する。

提出する書類

所得税の確定申告書

主な記載事項

- ・ 申告者の住所（または居所）、氏名、性別、生年月日、電話番号
- ・ 収入金額（給与、雑収入、事業収入、配当等）
- ・ 所得金額（収入金額から計算する）
- ・ 所得から差し引かれる金額（扶養、社会保険料などの各種控除。定額のもの、事象によって変動するものがある）
- ・ 税金の計算（所得、控除額等から計算する）
- ・ その他（配偶者の所得額、未納付額等）
- ・ 延納の届出
- ・ 還付される税金の受取場所
- ・ 所得、控除に関する詳細（扶養親族、給与支払者等）

署名欄

- ・ 申告者の印鑑が必要である
- ・ 税理士が申告書を作成した場合、税理士の署名押印も必要となる

添付書類

以下の書類については、必ず原本を提出しなければならない。

- ・ 給与所得の源泉徴収票（原本に限る）
- ・ 公的年金等の源泉徴収票（原本に限る）

以下の書類については、記載内容に関する第三者の証明は必要とされない。

- ・ 財産及び債務の明細書（退職所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合に提出する。財産の種類や数量、価額、債務

の金額などを記載する。)

以下の書類については、必要に応じて添付あるいは提示する。

- ・ 小規模企業共済等掛金額の証明書
- ・ 生命保険支払額の証明書
- ・ 損害保険料支払額の証明書
- ・ 各種学校・専修学校や職業訓練法人の証明書
- ・ 雑損控除関連支出の領収書
- ・ 医師の領収書等、医療費の明細書
- ・ 寄付金の受領証
- ・ 寄付対象法人の適格証明書 / 認定証の写し

代理・代行における取扱い

所得税申告の代理は法律上、税理士の正規の業務（税務代理）として位置づけられている

税理士が代理を行う場合には、「権限を有することを証する書面」（税理士法 30）を提出する必要がある。

図表 6.6-4 所得税の確定申告書

出典：国税庁ホームページ

(2) 法人税の確定申告書

業務名

法人税の確定申告書の作成及び提出の代理

業務概要

法人の委任を受けて法人税の確定申告書および必要書類を作成し、税務署に提出する。

申請者

法人税により納税義務を負う内国法人および外国法人の代表者が申請者となる。

提出する場所

法人税の申告書は、納税義務を往訪人の本店または主たる事務所の所在地を管轄する税務署宛に提出する（法人税法 16）。

提出する書類

「法人税の申告書（法人税法施行規則別表一）」のほか、少なくとも以下の書類を提出する必要がある。

- ・ 同族会社の判定に関する明細書（施行規則別表二）
- ・ 所得の金額の計算に関する明細書（施行規則別表四）
- ・ 利益積立金額の計算に関する明細書（施行規則別表五（一））
- ・ 租税公課の納付状況等に関する明細書（施行規則別表五（二））

主な記載事項

申告書には、以下の次項について記入する必要がある（法人税法 74 条 1 項および法人税法施行規則 34 条）。

- ・ 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- ・ 上記所得の金額に規定の税率等を適用して計算した法人税額
- ・ 法の規定により控除をされるべき金額で、上記法人税額の計算上控除しきれなかった金額（該当する場合）
- ・ 上記法人税額から中間納付額を控除した金額（中間申告書を提出した法人の場合）
- ・ 中間納付額のうち、計算上控除しきれなかった金額（該当する場合）
- ・ 前号に掲げる金額の計算の基礎
- ・ 代表者の氏名
- ・ 当該事業年度の開始及び終了の日
- ・ 内国法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の請求をする法人税の額
- ・ その他参考となるべき事項

署名欄

法人税申告書には、以下の者が自署し、自己の印を押さなければならない（法人税法 151）。

・ 法人の代表者

ただし代表者が2人以上の場合は、「社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者でその法人税申告書の作成の時に於いてその法人の業務を主宰している者」が、2人以上が共同して法人を代表している場合には、代表者全員が署名押印する

外国法人の場合は国内において行なう事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者が署名押印する

・ 経理に関する事務の上席の責任者

外国法人の場合は当該事業又は資産に係る経理に関する事務の上席の責任者

・ 税理士

添付書類

申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他財務省令で定める書類を添付しなければならない（法人税法 74 条 2 項）。

貸借対照表、損益計算書以外に添付する必要がある書類は、以下の通りである（法人税法施行規則 35 条）。


- 1 当該事業年度の損益金の処分表
- 2 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
- 3 当該事業年度における資本積立金額の増減に関する明細書
- 4 合併、分割、現物出資又は法第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立（次号において「組織再編成」という。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し
- 5 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人に移転した資産、負債その他主要な事項又は当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人から移転を受けた資産、負債その他主要な事項に関する明細書

代理・代行における取扱い

法人税申告の代理は法律上、税理士の正規の業務（税務代理）として位置づけられている

税理士が代理を行う場合には、所得税と同様、「権限を有することを証する書面」（税理士法 30）を提出する必要がある。

図表 6.6-5 法人設立届出書

法人設立届出書				※整理番号		
<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。 </div>		(フリガナ) 法人名		-----		
		本店又は主たる事務所の所在地		電話() -		
		納税地				
		(フリガナ) 代表者氏名		◎		
		代表者住所		電話() -		
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	時 月 日 時 月 日			
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日			
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地			
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(<input type="checkbox"/> 分割型・ <input type="checkbox"/> 分社型・ <input type="checkbox"/> その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()					
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	<small>単独の個人企業、合併により消滅した個人企業、分割した個人企業又は出資者の個人企業</small>	納税地	事業内容等			
合併等期日	平成 年 月 日	適格区分	適格・その他	添付書類 1 定款等の写し 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他()		
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日					
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無	有・無					
関与税理士	氏名					
	事務所所在地	電話() -				
税理士署名押印	◎					
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	

13-07

(法1201)

出典：国税庁ホームページ

6.6.7 電子申請への対応状況

税理士業務に関連する電子申請への取り組みとしては、国税庁の研究会及び実験が代表的である。

(1) 申告手続の電子化等に関する研究会(国税庁)

〔参考文献〕

望ましい電子申告制度の在り方について(平成12年4月)(申告手続の電子化等に関する研究会(国税庁))

電子申告制度を導入するための課題等に関し有識者から技術的・専門的意見等を聴取するため、国税審議官の主催により開催された。

会は平成11年6月から行われ、平成12年4月には検討結果をとりまとめた『望ましい電子申告制度の在り方について(<http://www.nta.go.jp/category/kenkyu/kenkyu.htm>)』が公表された。会の概要及び審議経過は以下の通りである。

研究会メンバー

研究会の構成は、以下の通りである。

座長	水野 忠恒	一橋大学大学院法学研究科教授
	栗原 正明	東レ株式会社経理部主計課税務グループリーダー
	小室 裕一	自治省税務局企画課長
	篠原 滋子	株式会社現代情報研究所代表取締役所長
	田中 一志	日本税理士会連合会情報システム委員会副委員長
	利根川政明	利根川印刷株式会社代表取締役社長
	本庄 資	国土館大学政経学部教授
	松本 勉	横浜国立大学大学院工学研究科助教授
	山根 一真	ノンフィクション作家

審議経過

各回の日程及び議事内容は、以下の通りである。

第1回（平成11年6月21日）	(1)電子申告の背景について ・情報化の推進に係る政府の方針 ・諸外国の電子申告 (2)自由討議
第2回（平成11年8月5日）	(1)税務行政の現状について (2)特許出願の電子化について (3)米国の電子申告ソフトの実例について (4)自由討議
第3回（平成11年9月20日）	(1)電子申告について検討すべき主な論点 (2)電子申告の対象税目等
第4回（平成11年10月29日）	添付書類の取扱いについて
第5回（平成11年11月17日）	仲介者の介在と通信方法
第6回（平成11年12月8日）	セキュリティの確保等
第7回（平成12年1月12日）	(1)その他の論点 (2)総合的な議論
第8回（平成12年2月23日）	(1)日本税理士会連合会からのヒアリング (2)米国及びオーストラリアの電子申告の現況
第9回（平成12年3月30日）	総合的な議論
第10回（平成12年4月19日）	総合的な議論

（2）電子申告実験（国税庁）

〔参考文献〕

電子申告実験の実施結果について（平成13年4月）国税庁

平成12年11月27日から平成13年3月15日までの間、東京国税局 麹町税務署及び練馬東税務署の2署において電子申告の実験が行われた。これは、前述した「申告手続の電子化等に関する研究会」の議論を踏まえ、電子申告制度の詳細な仕組みを検討する際の参考とすることを主な目的として実施したものである。

実験の実施結果については、国税庁のホームページ、<http://www.nta.go.jp/category/topics/data/h13/07/01.htm> で公開されている。ここでは実験および結果の概要について紹介する。

実験参加者数

法人 498 社（税理士委任 441 社）

個人 273 人（税理士委任 200 人）

対象税目

所得税、法人税、消費税

申告方法

申告用のソフトウェアとしては、申告帳票をイメージした「帳票型」、表計算ソフトウェアを利用した「表計算型」、対話形式でデータを作成する「対話型」の3種類を用意し、自由に選択させた。税理士委任が多かったため、8割近くは「帳票型」によって送信されたという結果となった。

また、申告所得税の添付書類についてはイメージデータで送信することとした。しかし、サイズが平均でも2.4Mbyte、最大では11.7MByteと大きく、また見読性にも難があったと報告されている。

実験参加者の評価

実験参加者の7割強が、電子申告導入後に「利用する」と回答しており、電子申告の評価は高かったと考えて良い。

ただし、セキュリティ確保と操作の簡便性の両立には課題が残っている。実験では認証用フロッピーを用いる方法を採用したが、必要性は十分認識されているものの、それでも使いにくいとする回答は5割を超える結果となった。

6.6.8 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

添付書類

- ・添付書類の問題は「適正・公平な課税」に絡んでくる。所得税の場合、事前チェックが原則であるため、収入に関しても控除に関しても第3者の署名がついた証明書（源泉徴収票、生命保険料控除、損害保険料控除など）の添付が必要となっている。
- ・法人税であれば第三者が作成・証明する添付書類はほとんどないので、あまり問題にならない。
- ・提出の際には原本性が問題になるので、現在でも写しで良い、ということにはなっていない。
- ・電子申告の場合、イメージスキャナーで取り込んで添付するという形態では原本性が担保できない。しかし、紙で別送するという形では普及は難しい。
- ・時間がかかるかも知れないが、別送せずに納税者保管、代理人保管、ということにしても良いのではないか。
- ・諸外国の例を見ると、アメリカ、イギリス、ドイツ等電子申告を早期に導入したところでは別途提出になっているが、カナダ、オーストラリアでは納税者等が保管しても良いということになっている
- ・各種控除をなくすことで、添付書類を不要にするという解決策もある
- ・住宅取得控除のように、1度の申告で5年～15年間にわたって控除されるような者は、電子申告では対応できないのではないかと考えられる
- ・また、添付書類は突合ができればいいということになっている。仮に納税者番号制が導入されれば、突合は可能になるので、添付書類の提出が不要になる

署名捺印（本人認証）

- ・国税通則法には、申請書に氏名または名称、および住所または居所を記載しなければならない、押印しなければならないという規定がある。
- ・民事訴訟法では、文書に本人または代理人の署名または押印があるときは真正に成立したものと推定される。
- ・署名押印には、文書作成者本人の意思、文書が改ざんされていない

いこの確認、作成名義人の意思により作成されたことを確認するという機能がある。

- ・個人の所得税の申告では、本人の署名捺印が必要である。
- ・ただし、個人認証については、還付する時に金融機関を通じて、いわば間接的に本人確認をしているだけである。申告自体には厳密な個人認証は考えられていない
- ・法人税では、代表者等の自署押印に加え、経理担当者の自署押印が必要とされている。これを電子申告でどのように実現するかは問題になるのではないか
- ・ただ、これらの署名は「申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない」と規定され、無くても無効にはならない（還付などの際には問題になるとは言われている）。
- ・また、会社の代表者や経理担当者であることの証明については、現状ではそれほど厳密にやっているわけではない。
- ・なお、11/28 に国税総合管理システムが稼働し、データベースが一本化されることになる。
- ・しかし、同一人物であっても例えば、住所　　のAと事業所が××にあるAというように、システム上は2人いるように扱われる。これをどこで名寄せしていくかという技術的な問題がある。

代理申請の課題

- ・税務代理の場合、通常の委任とは異なり全てを委任されているわけではない。民法でいうような委任形態ではないので、税理士・作成名義者ともに署名が必要になる。
- ・この場合、税理士が税理士であること、また委任されて「代理」していることをどう確認するかが問題となる。
- ・前者については、税理士会（日本税理士会連合会）で認証局を設置し、証明書を発行する方針である。公的個人認証を利用して、住民票や戸籍謄本を日税連に提出することなしに、税理士であるという証明だけを付け加えるという形態ができないか、技術的に検討しているところである。
- ・後者については、現在でも申告が本当に作成名義人の意思によって作成されたか、作成者本人が確認したことを証明できるかについて検討が必要といわれる。
- ・さらに、委任状の形態や提出方法についても、添付書類同様検討が必要になる。

- ・これらについては、今後税理士会、国税庁ともに検討していかなくてはならない。

普及のための条件

- ・現在、申告を行っている法人は270万社ぐらいある。これらの代表者の電子証明書がどこで取得できるかは問題である。
- ・また、中小企業が、96,000円を使って申告のためだけに電子証明書を入手する可能性は低いのではないか。
- ・中小企業の申告はほとんど税理士が行っている。したがって、中小企業に電子申告が普及するか、しないかの鍵は税理士が握っている。
- ・例えば税理士の署名だけで良い、といったように、税理士が簡単に電子申請できるようなシステムになると中小企業はほとんど電子申告をするようになるのではないか。
- ・あるいは、公的個人認証基盤サービスを利用して、法人の代表者個人の電子証明書で申告ができるなら、そのほうが普及するのでは、という考えかたもある。
- ・電子商取引上、商業登記を基盤にした認証システムは必要であるが、行政機関や申告・納税に対して、電子申告を普及させるためには、公的個人認証基盤サービスだけでもクリアさせるという考えもあるのではないか。